

2026年4月8日

保護者様

和歌山市立芦原小学校

風水害・地震の措置について

- ◎ 登校時に和歌山市に暴風警報または大雨警報（「特別警報」を含む）が出ている時は**自宅待機**とします。
 - 午前9時までに解除されない場合は、**臨時休業**となります。
 - 午前9時までに警報が解除された場合は、**午前中授業**があります。（給食はありません。4限終了後、下校します。）
- ◎ 震度5（弱）以上の地震が発生し、危険が予測される時は**臨時休業**とします。
- ◎ 和歌山市に「津波警報」または「大津波警報」が出ている時は、**臨時休業**とします。（臨時休業の時期については、暴風警報・大雨警報等に準じます。）
- ◎ 午前6時の時点で台風・大雨等で警報が出ている時は、**給食はありません。**
- ※ 警報が出ていない場合であっても、やがて、警報が出されると予想される場合や地域的に危険が予想される状況下においては、一時登校を見合わせて連絡を待ってください。
- ※ 児童が学校にいる時に警報が出た場合、状況を判断し、下校させることでより危険が増すと考えられる時は、学校で待機させ安全を確保します。
- ※ 前日、夕刻の時点で、台風が和歌山県に接近、上陸の恐れがある場合、和歌山市教育委員会の指示に従って、市内一斉に翌日の**給食をとりやめる**場合があります。（その場合、午前6時の時点で警報が解除されていても**給食はありません。**4限終了後、下校します。）

一年間見えるところに貼っておいてください